

滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和5年1月

滋 賀 県

滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画

はじめに

本県では、農村地域の高齢化や人口減少の進行により、担い手への農地の集積・集約化等が必要になっているところ、農村集落においては、定住につながる雇用の機会や収入が、都市部に比べて少ないこともあり、県全体よりも先行して高齢化と人口減少が進むとともに、農業への関心が薄れ、水路や農道を維持管理する共同活動や集落行事への参加率が低下するなど、農村の集落機能の低下が進んでいることから、農村集落をはじめとした農村地域の活性化が課題となっている。

このような状況を踏まえ、農村地域の農業者や様々な地域住民が地域で住み続けられるように、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築することで、持続可能な健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、農村地域と調和のとれた産業を導入し、併せて担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めることにより、農村集落をはじめとした農業地域の活性化および魅力ある農村づくりを促進する必要がある。

については、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する基本計画として、本計画を策定し、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方および法第 5 条第 1 項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を市町が定めるに当たり、留意すべき事項を示すこととする。

1 農村地域への産業の導入の目標

(1) 導入産業（農業と農村地域に導入される産業のことをいう。以下同じ。）

の業種の選定の考え方

農業の振興に関する県の計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和および農業を始めとする農村地域の既存の産業との協調に留意しつつ、導入する地域の特性に応じ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入産業の業種については、市町が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該導入業種（市町村が実施計画において定める導入すべき産業の業種のことをいう。以下同じ。）の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における地域の農業者の安定

的な就業機会および雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業や、短期の雇用など安定的な雇用が見込めない事業については、選定しないものとする。

また、「農業と導入産業との均衡のある発展」には、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

市町が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。

ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域の他の産業や住民の生活環境への影響に懸念が出ないよう、市町の都市計画の方針に適合するものとする。地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流通形態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

(2) 産業導入地区の区域の設定および見直しの考え方

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、法の規定により定め

られる農村地域とし、これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定および見直しについては、次に掲げる事項に留意する。

ア 各種の土地利用計画との調整を行うこと

産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、担当部局とあらかじめ十分な調整を行い、合理的な土地利用を図る。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定する。

イ 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町においては、過去に造成された工業団地および再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先する。

また、市町においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

ウ 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて産業導入地区の区域を設定する。

エ 自然環境の保全

産業導入にあたっては、県土の美しい自然を破壊することなく後世に引き継ぐことが現世代に課された責務であることから、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の生息地および自生地、特異な地質または地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域、文化財および埋蔵文化財包蔵地、ならびにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を避ける。

また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。

オ 産業導入地区の区域の見直し

区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により、市町の担当部局で調整した結果、産業導入地区の区域の変更が必要と判断した場合に行う。

(3) 配慮事項

ア 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化または新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境および生活環境の改善、企業相互または企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境および生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員または地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

イ 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- (1) 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対して、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。
- (2) この場合において、市町は、地域社会の年齢構成、男女の比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層の就業の円滑化、日雇い、出稼ぎ等の不安定就労者の地元における安定就業の確保、新規学卒者等および UIJ ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。
- (3) 農業従事者が就業するに当たっては、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進および労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備を図り、ならびに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整を適切に行いつつ、農業の振興に関する県の計画で示された施策の方向に即し、下記のとおり農業構造の改善を図るよう努める。

- (1) 産業の導入を契機として、農業従事者の地元における安定的な就業を促進するとともに、集落において担い手、兼業農家および非農家等、さまざまな人が集まった話し合いが行われることにより、将来の集落農業の担い手（個別経営、集落営農組織）への農地の利用の集積および農業経営の法人化を図る。
- (2) 農業を支援する機能を有する産業（商工・観光業）と地域の農業が相互に補完しあい連携し、また、農業者が6次産業化に取り組み、農産物の高付加価値化等を進めることにより、農業の振興を図る。
- (3) 農業の構造改革のため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）」の内容等に留意しながら、農地中間管理機構も活用し、農地の集積・集約化を図る。

なお、担い手への農地の集積・集約化にあたっては、農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう留意する。

- (4) 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備のための取組を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- (1) 産業導入地区の区域の設定については、1(2)の「産業導入地区の区域の設定および見直し」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の実情を踏まえつつ、下記の考え方に基いて産業導入地区の区域を設定することとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること。

産業導入地区の区域の設定に関し、実施計画を定めようとする市町の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域または用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定すること。また、これらの地域外で農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）以外の農用地がある場合には、当該農用地を次に優先的に産業導入地区の区域として設定するな

ど、農用地区域外での開発を優先すること。

やむを得ず農用地区域内に産業導入地区を設定する場合には、基本方針および基本計画を踏まえて、農業振興地域制度および農地転用制度の担当部局と十分調整すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じること
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることなど、

土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること。

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した農用地を含めないこと。

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。

(ア) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業が実施された農用地にあっては、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、当該土地改良事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。なお、「公にされている」ことの解釈は、「農村地域への産業の導入に関する法律に関するガイドライン（平成30年1月19日付け職発0119第3号、29農振第1646号、20171220地局第1号）」第3の1(4)①によること。

(イ) 農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記ア～ウの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

(ウ) 農用地区域内においては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平

成 25 年法律第 101 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域(以下、「重点実施区域」という。)内の農用地以外の農用地区域での開発を優先すること。

- (2) 上記(1)のア～オに基づく調整については、実施計画の立案部局は、実施計画の協議段階で都市計画担当部局および農林担当部局との間で十分に調整し、その内容を実施計画に反映させるとともに、県の基本計画担当部局との間で事前調整を行うものとする。
- (3) 上記(1)オ(ウ)における重点実施区域が市町において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の、重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等との間で産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行うものとする。

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

(1) 情報提供等

農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に当たっては、本制度に基づく国の税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等が活用されるよう、情報提供等必要な支援を行う。

(2) 産業基盤の整備

周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域およびその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(3) 定住等および地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入に併せて、農村地域での定住等および地域間交流の促進に資するための条件の整備が推進されるよう、市町への助言等必要な支援を行う。

この場合において、定住等および地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備および文化の振興に努める。

6 労働力の需給の調整および農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

実施計画においてそれぞれ導入される産業への農業従事者の円滑な就業が促進されるよう、実施計画策定市町、導入企業等による雇用情報の提供、職業紹介、職業能力開発の取組に対し、既存の職業紹介機能および公共職業能力開発施設の活用を図りながら、必要な支援を行う。

(1) 雇用情報の収集および提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望および能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導および職業紹介に応じられる体制の実施に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

離農転職者の円滑な就業を促進するため、ハローワークとの連携を密にしつつ、公共職業能力開発施設等の関係機関と連携を図りながら、計画的な職業能力開発の実施に努める。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における「地域計画」の策定を通じて、地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

(2) 農業生産基盤および農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設および農産物の流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

(1) 環境の保全等

実施計画の策定およびこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、琵琶湖をはじめとした優れた自然の保全および森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職およびU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備および職業安定行政機関との連携等を総合的に進める。

(3) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

(4) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入および農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整に努める。

(6) 企業への情報提供等

県および市町は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省および近畿農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集および提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財

団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な、国や地方公共団体が実施している企業立地・設備投資促進に係る施策について、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

(7) 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地や、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、ホームページ等での情報提供等により当該土地の活用を図るものとする。

(8) 撤退時のルールについて

市町は、立地企業が撤退することとなった場合、撤退後の跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町に報告する等のルールについて実施計画に盛り込み、市町と企業との間で企業の立地時に定めておくよう努める。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種および規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国および県と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小および廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国および県と共有するよう努める。

県および市町は、改正法の施行前に既に定められた基本計画および実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。